

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準

1. 適用範囲

この規格は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。

2. 建築用途別処理対象人員算定基準

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。

3. 特殊の建築用途の適用

3. 1 特殊の建築用途の建築物又は定員未定の建築物については、表に準じて算定する。
3. 2 同一建築物が2以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
3. 3 2以上の建築物が共同で尿尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
3. 4 学校その他で、特定の収容される人だけが移動することによって、2以上の異なった建築用途に使用する場合には、3. 2及び3. 3の適用加算又は建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。

1 集会場施設関係		
イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	$n=0.08A$
ロ	競輪場・競馬場・競艇場	$n=16C$
ハ	観覧場・体育館	$n=0.065A$

※ A：延べ面積[m²]、C：総便器数¹⁾

2 住宅施設関係			
イ	住宅 ²⁾	$A \leq 130$	$n=5$
		$130 < A$	$n=7$
		台所が2ヶ所以上 かつ 浴室が2ヶ所以上	$n=10$
ロ	共同住宅 ³⁾		$n=0.05A$
ハ	下宿・寄宿舍		$n=0.07A$
ニ	学校寄宿舍・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設		$n=P$

※ A：延べ面積[m²]、P：定員[人]

3 宿泊施設関係			
イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場がある	$n=0.15A$
		結婚式場又は宴会場がない	$n=0.075A$
ロ	モーテル		$n=5R$
ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家		$n=P$

※ A：延べ面積[m²]、P：定員[人]、R：客室数

4 医療施設関係				
イ	病院・療養所 ・伝染病院	業務用厨房設備 又は洗濯設備がある	3 0 0 床未満	n=8B
			3 0 0 床以上	n=11. 43 (B-300) + 2400
		業務用厨房設備 又は洗濯設備がない	3 0 0 床未満	n=5B
			3 0 0 床以上	n=7. 14 (B-300) + 1500
ロ	診療所・医院			n=0. 19A

※ A：延べ面積[m²]、B：ベッド数[床]

5 店舗関係			
イ	店舗・マーケット		n=0.075A
ロ	百貨店		n=0.15A
ハ	飲食店	一般の場合	n=0.72A
		汚濁負荷の高い場合	n=2.94A
		汚濁負荷の低い場合	n=0.55A
ニ	喫茶店		n=0.80A

※ A：延べ面積[m²]

6 娯楽施設関係			
イ	玉突場・卓球場		n=0.075A
ロ	パチンコ店		n=0.11A
ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ		n=0.15A
ニ	ディスコ		n=0.50A
ホ	ゴルフ練習場		n=0.25S
ヘ	ボーリング場		n=2.50L
ト	バッティング場		n=0.20S
チ	テニス場	ナイター設備がある	n=3S
		ナイター設備がない	n=2S
リ	遊園地・海水浴場		n=16C
ヌ	プール・スケート場		n=(20D+120U)÷8×t
ル	キャンプ場		n=0.56P
ヲ	ゴルフ場		n=21H

※ A：延べ面積[m²]、S：打席数、L：レーン数、C：総便器数¹⁾、D：大便器数、U：小便器数⁴⁾、
t：単位便器あたり1日平均使用時間[時間] t=1.0～2.0、P：収容人員[人]、H：ホール数

7 駐車場関係				
イ	サービスエリア	便所	一般部	n=3. 60P
			観光部	n=3. 83P
			売店なし	n=2. 55P
		売店	一般部	n=2. 66P
			観光部	n=2. 81P
ロ	駐車場・自動車車庫			n= (20D+120U) ÷ 8 × t
ハ	ガソリンスタンド			n=20

※ P：駐車ます数、D：大便器数、U：小便器数⁴⁾、
t：単位便器あたり1日平均使用時間[時間] t=1.0～2.0

8 学校施設関係		
イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校	$n=0.20P$
ロ	高等学校・大学・各種学校	$n=0.25P$
ハ	図書館	$n=0.08A$

※ A：延べ面積[m²]、P：定員[人]

9 事務所関係			
イ	事務所	業務用厨房設備がある	$n=0.075A$
		業務用厨房設備がない	$n=0.06A$

※ A：延べ面積[m²]

10 作業場関係			
イ	工場・作業所・研究所・試験所	業務用厨房設備がある	$n=0.75P$
		業務用厨房設備がない	$n=0.30P$

※ P：定員[人]

11 1～10の用途に属さない施設			
イ	市場		$n=0.02A$
ロ	公衆浴場		$n=0.17A$
ハ	公衆便所		$n=16C$
ニ	駅・バスターミナル	$P < 100,000$	$n=0.008P$
		$100,000 \leq P < 200,000$	$n=0.010P$
		$200,000 \leq P$	$n=0.013P$

※ A：延べ面積[m²]、C：総便器数¹⁾、P：乗降客数[人/日]

- 1) 総便器数＝大便器数＋小便器数＋両用便器数
- 2) 建築用途が住宅に該当する場合の付記・注意事項は以下の通りとする。
 - ①同一棟の物置、納屋及び別棟の離れは床面積に算入する。
 - ②同一棟の水廻りの無い農業用倉庫及び土蔵の部分は床面積から除外することができる。
 - ③別棟の建物が便所等の無い農業用倉庫や土蔵であるなど、人員の利用が明らかに無い場合は、床面積から除外することができる。
 - ④住宅に附属する自動車車庫（住宅部分と一体になった自動車車庫部分も含む。）のうち、住宅の用に供する部分以外の部分は床面積から除外することができる。なお、駐車場の一角に便所や浄化槽に排水する流し等がある場合には対象面積に算入する。
 - ⑤二世帯住宅のように浴室及び台所が2つ以上ある住宅は、実際にもほぼ独立した生活が送られていることから、処理対象人員は10人とする。ただし、状況に応じて減ずることができる。
- 3) 1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は1戸当たりのnを3.5人又は2人(1戸が1居室だけで構成されている場合に限る。)とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。
- 4) 女子専用便所にあつては、便器数の概ね1/2を小便器とみなす。